

収 入

(△印は誤)

款 項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	部		説 明
					区 分	金 額	

支 出

(△印は誤)

(単位千円)

款 項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		部		説 明
					特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1. 土木費		132,676	△1,290	131,386		△1,290			
1. 植立 土木費	1. 植立 等費	132,676	△1,290	131,386		△1,290			2008年度繰上り △1,290差額
		132,440	△1,290	131,150		△1,290	1. 工事 費	△1,290	
2. 公債費		28,770	△280	28,490		△280			
1. 公債費	1. 元金	18,480	△180	18,300		△180	2. 償還金利 子及割引料	△180	2008年度繰上り △180差額
	2. 利子	10,290	△100	10,190		△100	2. 償還金利 子及割引料	△100	
	支出合計	161,463	△1,570	159,893		△1,570			



元 利 償 還 表

元 金 至 1,525,000.00  
 貸入年月日 47年4月20日  
 利 率 年 7 分 3 厘

年 度	元利支払期日	未償還元金	元 金	利 子	計
47 年度	47年7月30日	1,525,000.00	9,150,000	497,150.00	1,412,150.00
	48年3月31日	1,433,500.00	9,150,000	5,217,940.00	1,436,794.00
48 年度	48年9月30日	1,342,000.00	9,150,000	491,172.00	1,406,172.00
	49年3月31日	1,250,500.00	9,150,000	455,182.00	1,370,182.00
49 年度	49年9月30日	1,159,000.00	9,150,000	429,194.00	1,339,194.00
	50年3月31日	1,067,500.00	9,150,000	388,570.00	1,303,570.00
50 年度	50年9月30日	976,000.00	9,150,000	357,216.00	1,272,216.00
	51年3月31日	884,500.00	9,150,000	3,237,270.00	1,238,270.00



年 度	元利支払期日	未償還元金	元 金	利 子	計
51 年度	51年9月30日	79300000	9,150,000	270,2380	1,205,2380
	52年3月31日	70150000	9,150,000	255,3460	1,170,3460
52 年度	52年9月30日	61000000	6,100,000	223,2600	8,332,600
	53年3月31日	54700000	6,100,000	199,2360	8,098,360
53 年度	53年9月30日	48500000	6,100,000	178,6080	7,886,080
	54年3月31日	42700000	6,100,000	155,4280	7,654,280
54 年度	54年9月30日	36500000	6,100,000	133,9560	7,439,560
	55年3月31日	30500000	6,100,000	111,6300	7,216,300
55 年度	55年9月30日	24400000	6,100,000	89,3040	6,993,040
	56年3月31日	18300000	6,100,000	66,6120	6,766,120
56 年度	56年9月30日	12300000	6,100,000	44,6520	6,546,520
	57年3月31日	6100000	6,100,000	22,2040	6,322,040
合 計			15,250,000	523,0790	20,480,790



建設常任委員会審査報告書

議案第103号 昭和47年度宝野町市公有水面埋立特別会計  
補正予算

本委員会は、昭和47年6月29日の本会において付託さ  
れた上記案件について審査した結果次のとおり原案通り可決す  
べきものと決定した。

1 議案の内容

昭和47年度公有水面埋立特別会計補正予算（第1回）

2 審査の経過

(1) 審査年月日及び委員の出欠席の状況

昭和47年6月30日 出席6名・欠席1名  
7月4日 全員出席

(2) 審査の方法

建設部長の出席を求め、意見を聴取して審査  
した。

(3) 議決年月日

昭和47年7月4日



3. 決定及びその理由

(1) 決定 原案通り可決すべきものと決定

(2) 理由 妥当である

(3) 少数意見確保の有無

なし

上記の通り報告します。

昭和47年7月4日

施設常任委員会委員長

又吉正弘

宜野湾市議会議長

古波蔵 晋次郎 殿



206

205

議 決 會

昭和 27 年 6 月 28 日 原 案 可 決

宜野湾市議会 議長

古波 誠 清次郎





議案第104号

宜野湾市消防職員の定員、任免、給与、職務等  
に関する条例を廃止する条例について

宜野湾市消防職員の定員、任免、給与、職務等に関する条例を  
廃止したいので議会の議決を求めます。

昭和47年6月28日提出

宜野湾市長 崎間 健一郎

理由

宜野湾市職員定数条例（昭和47年宜野湾市条例第45号）  
）、宜野湾市職員の給与に関する条例（昭和47年宜野湾市  
条例第71号）及び宜野湾市職員の職務の責務に関する条例  
（昭和47年宜野湾市条例第72号）等を適用するため、こ  
の条例は、廃止する。



27  
宜野湾市消防隊員の定員、任免、給与、職務等に  
関する条例を廃止する条例

宜野湾市消防隊員の定員、任免、給与、職務等に關する条例（  
1964年条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議 決 書

昭和47年 6月28日 原案可決

宜野湾市議会議長  
古波蔵 清次郎



議案第105号

宜野湾市消防職員の勤務時間、休日及び休暇に  
関する条例を廃止する条例について

宜野湾市消防職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例を廃  
止したいので議会の議決を求めます。

昭和47年6月28日提出

宜野湾市長 崎間健一郎

理由

宜野湾市職員の勤務時間に関する条例（昭和47年宜野湾  
市条例第6号）及び宜野湾市職員の休日及び休暇に関する条  
例（昭和47年宜野湾市条例第7号）等を適用するためこの  
条例は、廃止する。



宜野湾市消防職員の勤務時間、休日及び休暇に  
関する条例を廃止する条例について

宜野湾市消防職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（  
1967年条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から起行する。



議 決 會

昭和 47 年 6 月 28 日 原 案 可 決

宜野湾市議会 議長  
古波 誠 清次郎



202  
議案第106号

宜野湾市都市計画審議会委員について

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第  
138条の4第3項の規定に基づき、次のと<sup>条例を制定</sup>~~おり~~提議す  
る。

昭和47年6月28日提出

宜野湾市長 藤間 健一郎



宜野湾市の都市計画審議会条例 ~~(案)~~

~~(昭和47年 月 日)~~  
~~宜野湾市会制第 号~~

(設 置)

第1条 都市計画行政の円滑な運営をはかるため、宜野湾市都市計画審議会(以下「審議会」という)を設置する。

(所 属 専 務)

第2条 審議会は、市長の諮問に及び次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本市が定める都市計画に關すること。
- (2) 都市計画について本市が提出する意見に關すること。
- (3) その他、市長が都市計画に必要と認める事項に關すること。

(組 成)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 5人
- (2) 市議会の議員 3人
- (3) 市の職員 5人



(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会 長)

第5条 評議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、会評の議長となる。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会 評)

第6条 評議会の会評は、会長が招集する。

2 評議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会評を開くことはできない。

3 評議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶 務)

第7条 評議会の庶務は、総務部都市計画科において処理する。

(委 任)

第8条 この条例に定めるもののほか、評議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。



四 決 書

昭和47年6月28日 原 案 可 決

立野町市会 議長  
古波 重 清 次郎



議案第107号

負担付きの寄附を受けることについて

普天間都市計画委員会より区域内の道路修繕工事に充当するため、次のとおり負担付きの寄附を受けるものとする。

昭和47年6月28日提出

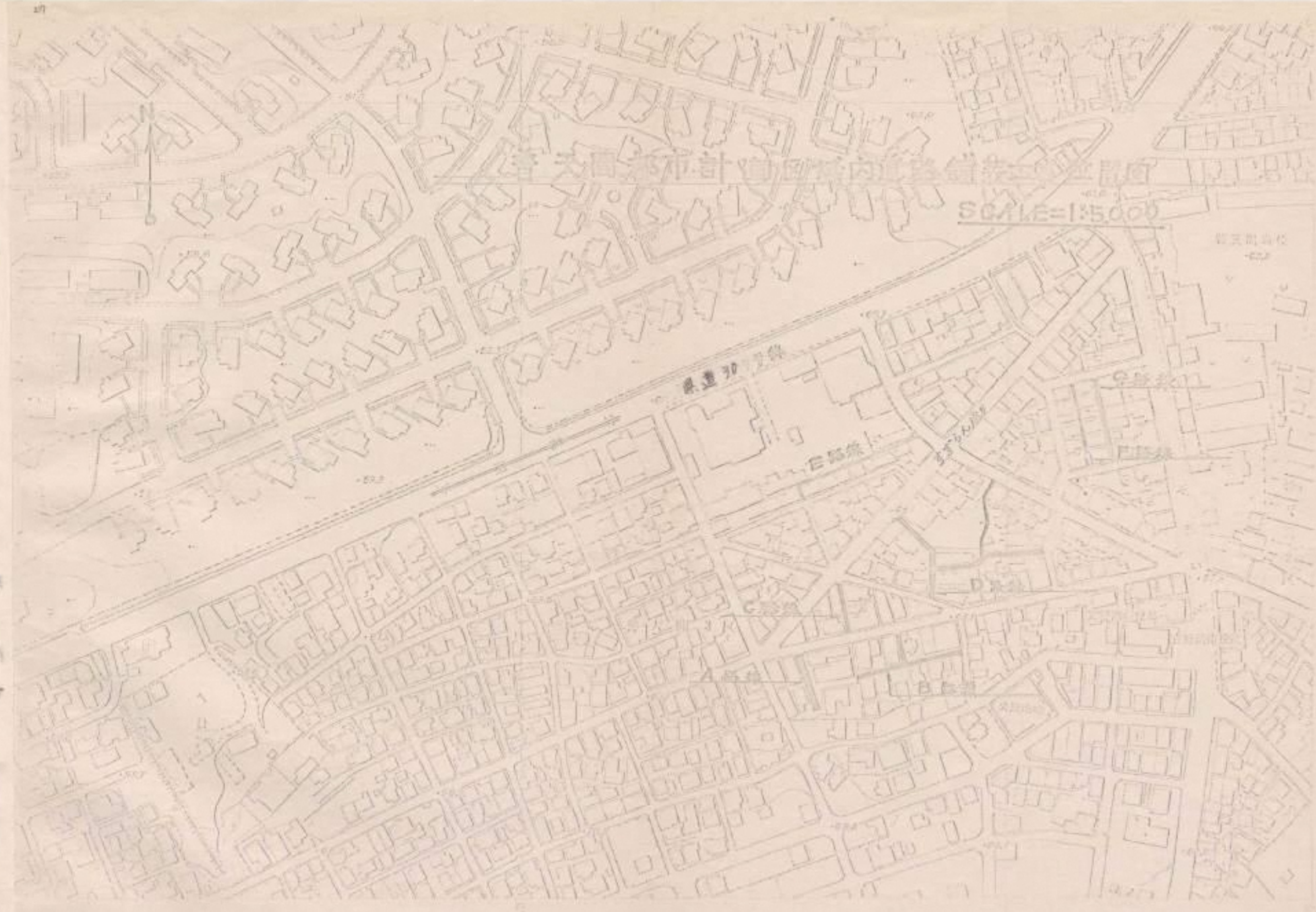
宮野清市長 神岡健一郎

- |             |   |
|-------------|---|
| 1. 寄附をする者   | 普天間都市計画委員会<br>委員長 古波瀬新次郎                      |
| 2. 寄附を行なう金額 | ¥5,815,000 (工事費 ¥4,825,000<br>工事監理料 ¥990,000) |
| 3. 工事箇所     | 別紙図に図示するA-Fまでの道路                              |

理 由

上記のとおり負担付きの寄附を受けることについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により市評会の議決を求めるものである。





香港新界布計圖區內建築新屋區圖

SCALE=1:5000

新屋區圖

新屋區圖

新屋區圖

新屋區圖

新屋區圖

新屋區圖

新屋區圖

新屋區圖

新屋區圖

新屋區圖

新屋區圖

新屋區圖

新屋區圖

新屋區圖

新屋區圖

新屋區圖



該 獎 券

昭和47年6月29日 同 基

立寄町市議会議員長

石波 清次郎



議案第108号

固定資産評価審査委員の選任同意について

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

昭和47年6月29日提出

宜野湾市長 崎間健一郎

1. 選任の方法 市町村税の納税義務者
2. 選任したい者

住 所 字志真志70番地  
氏 名 渡名喜庸仁  
年 令 大正10年3月8日生（51才）  
職 業 農 業

住 所 字宜野湾207番地  
氏 名 中里幸助  
年 令 昭和2年11月30日生（45才）  
職 業 司法書士

住 所 字普天間469番地  
氏 名 名城義雄  
年 令 昭和7年2月8日生（40才）  
職 業 司法書士



議案第100

41111111

議 決 書

昭和47年7月6日 原案可決

宜野湾市長

古波蔵 清次郎





議案第109号

昭和47年度 宜野湾市土地区画整理第二地区清算金特別会計補正予算(第1号)

昭和47年度、宜野湾市土地区画整理第二地区清算金特別会計の補正予算(第1号)は次の定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ294千円を追加し、歳入歳出予算の金額を歳入歳出それぞれ1,761千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

昭和47年6月28日提出

宜野湾市長 崎間健一郎



第 / 表 収 入 或 出 予 算 補 正

1. 収 入

(△ 印は減)

款	項	補正前〇額	補 正 額	計
2 清算徴収金		507	△ 50	457
	1. 清算徴収金	507	△ 50	457
3 繰越金		924	347	1,271
	1. 繰越金	924	347	1,271
4 諸 収 入		32	△ 3	29
	3. 清算金利子	27	△ 3	24
計		1,467	294	1,761

(1)



2. 歳 出

(△印は減)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 都市計画費		1,317	△ 5	1,312
	1. 総務管理費	1,317	△ 5	1,312
2. 予備費		150	299	449
	1. 予備費	150	299	449
計		1,467	294	1,761

1. 総括 歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(△印は減)

款	補正前の額	補正額	計
2. 清算徴収金	507	△ 50	457
3. 繰越金	924	347	1,271
4. 諸収入	32	△ 3	29
計	1,467	294	1,761

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
1. 都市計画費	1,317	△ 5	1,312
2. 予備費	150	299	449
計	1,467	294	1,761



2 歳 入

(△印は減) 単位千円

款 項	目	補正前金額	補正額	計	箇		説 明
					区 分	金 額	
2 清算徴収金		507	△ 50	457			
	清算徴収金	507	△ 50	457			
	1. 清算徴収金	507	△ 50	457	清算徴収金	△ 50	前年度納付済 ¥506937-456738= ¥50198
3 繰越金		924	347	1,271			
	1. 繰越金	924	347	1,271			
	1. 繰越金	924	347	1,271	繰越金	347	前年度繰越金 ¥1,270,362-¥924,000 =¥346,362



款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
4 経 収 入		32	△ 3	29			
3 利 子	清算金	27	△ 3	24			
	1 清算金利子	27	△ 3	24	清算金利子	△ 3	前年度納入額 ¥26,740-¥23,733= ¥3,007
計		1,467	294	1,761			

3. 収 出

( 印 社 減 )

単 位 千 円

款 項	目	補正前 の 額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
					特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
					政 府 支 出 金	市 債	そ の 他				
都市計 画 費		1,317	△ 5	1,312							
総務 / 管 理 費		1,317	△ 5	1,312							
	1 清算管 理 費	547	△ 5	542				19 負担金補 助及び交 付 金	△ 5	清算交付金 12名分 1円-ル=¥305に換算 ¥508,523-503,571=¥4,952	
2 予備費		150	299	449							
予 備 費		150	299	449							
	1 予備費	150	299	449							
計		1,467	294								



建設常任委員会検査報告書

商案第109号 昭和47年度宜野湾市土地区画整理第二地区積立金特別会計補正予算

本委員会は、昭和47年6月29日の本会議において付託された上記案件について検査した結果次のとおり原案通り可決すべきものと決定した。

1. 検査の内容

昭和47年度宜野湾市土地区画整理第三地区積立金特別会計補正予算(第1回)

2. 検査の経過

(1) 検査年月日及び委員の出欠席の状況

昭和47年6月30日 出席6名・欠席1名  
7月4日 全員出席

(2) 検査の方法

当局より建設部長の出席を求め意見を聴取して検査した。

(3) 採決年月日

昭和47年7月4日



5. 決定及びその理由

(1) 決 定 原案通り可決すべきものと決定

(2) 理 由 妥当である

(3) 少数意見留保の有無

な し

上記のとおり報告します。

昭和47年7月4日

議院常任委員会委員長

又 吉 正 弘

宜野湾市船会会長

古波 誠 清次郎 誠



議 決 書

昭和47年7月5日 審議終了

宜野湾市議会議長  
古波蔵清次郎





議案第110号

昭和47年度

宜野湾市養護研究センター特別会計予算



昭和47年度直野湾市養護研究センター特別会計予算

昭和47年度直野湾市の養護研究センター特別会計の予算は次の定めたとす。  
(出入予算)

1 出入予算の総額は、出入予算をそれぞれ27,990千円と定められた。

2 出入予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「表1 出入予算」のとす。  
(一時借入金)

3 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入の最高額は  
2,350千円と定められた。

(支出予算の流用)

4 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により支出予算の各款項の金額を流  
用することのできる場合は次のとおりと定められた。

1) 項に計上した給料、職員手当及家族手当(賃金に相当する給費を除く)に係り  
る経費の不足を是らるる場合に於て同一款内でのこれらの経費の各款間  
の流用。

昭和47年6月28日 提出

直野湾市長 崎内健一郎



才入

款	項	金額
1. 錄入金		1月
	1. 錄入金	1
2. 財產收入		16,230
	1. 財產売却收入	16,230
3. 繰越金		10,863
	1. 繰越金	10,863
4. 諸収入		105
	1. 予金利息	1
	2. 雑収入	104
才入合計		27,199



支出:

款	项	金額
1. 養蠶事業費		26470 <sup>元</sup>
	1. 養蠶事業費	26470
2. 公債費		711
	1. 公債費	711
3. 予備費		18
	1. 予備費	18
支出合計		27199

收入支出預算項目說明表

1. 總括  
收入

(單位千元)

款	本年度預算額	前年度預算額	比較
1. 總收入合	1	0	1
2. 財產收入	16230	48474	△32244
3. 總越金	10,863	1	10,862
4. 雜收入	105	720	△615
收入合計	27199	49195	△21996

支出:

款	本年度預算額	前年度預算額	比較	本年度預算額の財源内訳		
				國庫支出金	地方債	その他
1. 養蠶事業費	26470	47496	△21026			1
2. 公債費	711	1519	△808			
3. 予備費	18	180	△162			
支出合計	27199	49195	△21996			1



之 設 入

(以 十 元 為 單 位)

款 項	目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 平 均 額	比 較	區 分		備 註
					分	額	
繰 入 金		/	0	/			
繰 入 金		/	0	/			
	繰 入 金	/	0	/	繰 入 金	/	
財 産 收 入		16,230	42,474	△32,244			
財 産 売 却 收 入		16,230	42,474	△32,244			
	生 産 物 売 却 收 入	16,230	42,474	△32,244	財 産 売 却 收 入	16,230	財 産 売 却 收 入
繰 越 金		10,263	/	10,262			
繰 越 金		10,263	/	10,262			
	繰 越 金	10,263	/	10,262	繰 越 金	10,263	



款 项	目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		說 明
					区 分	金額	
一	諸收入	105	720	△615			
	一 預金利息	1	1	0			
	一 預金利息	1	1	0	預金利息	1	
二	雜入	104	719	△615			
	一 雜入	104	719	△615	雜入	104	贈与収入
収入合計		27,199	49,175	△21,976			

単位 千円

款 项	目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本年度の財源内訳			一 般 財源	節		說 明
					特 定 財 源				区 分	金額	
					政府 支出会	市町 村債	その他				
一	職員給与	26,470	27,496	△1,026			1	26,469			
一	職員給与	26,470	27,496	△1,026			1	26,469			
									2	給料 1206	職員給 2^
											吃用外勤手当 42,700 住居手当 192,600 通勤手当 1,200 扶養手当 2,500 期末手当 65,000 宿直手当 50,250
	一 事務費	26,194	44,170	△17,976			1	26,193			市町村職員共済組合費用 139,720
	一 共済費								4	共済費 214	公営共済負担金 1220



支出

款	目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度の予算内訳			一般 財源	源		説明
					特定財源				区分	金額	
					政府 支出金	市町 村費	その他				
										失業保険料 11,200円 臨時職労健康保険負担金 6,400円	
										災害補償費 1	
										管理及監視人夫賃 1,768,000円 出荷及運搬人夫賃 5,757,000円 管理及監視人夫夫賃 3,013,200円	
										2 債金 2,647	
										3 報償費 1	
										4 旅費 17 普通旅費	
										10 交際費 1	

支出

単位 円

三

款	目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度の予算内訳			一般 財源	源		説明
					特定財源				区分	金額	
					政府 支出金	市町 村費	その他				
										消耗品費 1,000円 燃料費 4,000円 食糧費 5,000円 光熱水費 3,500円 修繕費 2,000円 飼料費 4,300円 医薬品 2,000円	
										1 福利費 5,210	
										12 業務費 29 通信運搬費 7,000円 手数料 7,200円	
										使用料 及 賃借料 1,112 借入料 5,550円 T.V.視聴料 3,190円 車機林器具借料 4,000円 照床支出 賃借料 6,000円	

20







款 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本年度の科目内訳			一 般 財 源	備 考		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				政 府 支 出 会	市 町 村 道	七〇油				

### 給 与 明 細 書

(単位千円)

款	項	職員数	給 与 責			共 済 費	合 計
			一 般 職 給 料	職 員 当	計		
養 老 事 業 費	養 老 事 業 費	(41) 2	1,206	1,835	3,041	214	3,255
合 計		2	1,206	1,835	3,041	214	3,255
前 年 度		3	1,784	1,495	3,279	169	3,448
比 較		△ 1	△ 578	340	△ 238	45	△ 193
職 員 手 当 の 内 訳	時 間 外 勤 務 手 当	438					
	持 殊 勤 務 手 当	199					
	通 勤 手 当	20					
	扶 養 手 当	25					
	期 末 手 当	651					
	宿 直 手 当	502					



経済民生教育常任委員会 専断報告書

議案第110号 昭和47年度上中野市養老研究センター特別  
会計予算

本委員会は、昭和47年6月29日の本会議において付託された  
上記案件について審査した結果次のとおり本会議に返れいすべき  
ものと決定した。

1 議案の内容

養老研究センター特別会計予算の内容である。

2 審査の経過

(1) 審査年月日および委員の出欠席の状況

昭和47年6月30日出席3名欠席2名、

7月3日 / /

(2) 審査の方法

当局より市長、経済民生部長の出席を求め、説明を  
聴取して審査した。

(3) 採決年月日

昭和47年7月3日

3 決定およびその理由

(1) 決定本本会議に返れいすべきものと決定。

(2) 理由 当局より即採撤回の申入れがなされたため。

(3) 少数意見留保の有無 なし

(4) 附帯意見 なし

上記のとおり報告します。

昭和47年7月3日

経済民生教育常任委員会

委員長 天久高雄

宜野湾市議会議員 古波葉帯次郎殿



一時借入金の状況

1972. 6. 22

年 度 別	償還金額	未償還金
1972年度借入金	2,350 <sup>千円</sup>	
1972年6月22日償還済	7,625	13,725
昭和47年度償還計画	3,775	7,950
昭和48年度償還計画	4,950	5,000
昭和49年度償還計画	5,000	0







議 決 書

昭和47年7月6日 採 択

宜野湾市議会議長

古波蔵 清次郎





260  
陳情第<sup>3</sup>号

水道に関する陳情

私達は今まで普天間水道を使用し、河の不自由もなく生活してきました。ところが私達使用者には一言の相談もなく普天間水道の一方的な言い分だけ聞いて、普天間水道の全施設を買い取って三月いっぱいまで市の水道に切り替えするとのただ一枚の文書で通知を受けておりますが、これは使用者を無視した一方的な措置である。

そのために我々使用者は多額の工事費負担を余儀なくされているので、次の要請事項を市当局の責任において善処して下さいるよう署名を以って陳情致します。

1. この問題が解決するまで給水させる事
2. 市水道の本管からメーターまでの工事費は全額市負担とする事
3. 引込み工事費は普天間水道と使用者との負担とする
4. 被保護世帯については市の負担とする事
5. 以上の問題が解決するまでは普天間水道にお金を支払わない事

1972年3月17日

宜野湾市議会 議長 陳

普天間一区自治会

野嵩三区自治会

普天間二区自治会



1973年3月31日

宜野湾市議会議長

古波 茂 清次郎 殿

施設常任委員会委員長

又 吉 正 弘

委員会審査期限延期要求について

3月30日までに審査を終るよう議決され、下記の事件は、いまだ結論を得るに至らず、なお審査を行なう必要があるから、5月15日まで期限を延期されるよう会議規則第43条第2項の規定により要求します。

記

付託案件

陳情第3号 水道に関する陳情



施設常任委員会審査報告書

原稿第3号 水道に関する設備

本委員会は、昭和47年3月23日の本会議において付託された上記案件について審査した結果次のとおり本会議へ返戻すべきものと決定した。

1. 原稿の内容

普天間水道買上げに関する設備

2. 審査の経過

(1) 審査年月日及び委員の出欠席の状況

昭和47年3月27日	出席6名・欠席1名
3月29日	★ ★
3月30日	全員出席
4月7日	出席6名・欠席1名
4月11日	★ ★
4月12日	★ ★
7月4日	全員出席

(2) 審査の方法

市長、水道部長、関係課長及び原稿者の出席を求め意見を聴取し、あわせて現場調査をして審査した。

(3) 採決年月日

昭和47年7月4日



5. 決定及びその理由

- (1) 決 定 本会場へ返戻すべきものと決定
- (2) 理 由 市当局、普天間水産協会の三者合向  
によつて円滑解決である。
- (3) 少数意見留保の有無

を し

上記のとおり報告します。

昭和47年7月4日

建設常任委員会委員長  
又 吉 正 弘

宜野湾市議会副議長  
古波原 清次郎 殿



